

令和7年度からの青梅市地域福祉計画等推進体制について

※所掌事項および名称等は、令和7年1月16日現在、全て検討段階です。

青梅市地域福祉計画

「青梅市地域福祉計画」は、福祉分野の各計画の上位計画に位置します。新設する「青梅市地域共生社会推進審議会」において、各計画を横断的につなぐ共通理念等の策定等を行い、そのもとに各会議体において、各計画の策定等を行います。

A 青梅市地域共生社会推進審議会 (R7.4条例設置)

従前会議体 青梅市地域共生社会推進会議 (要綱設置)

所掌事項 (略)

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1)各計画・施策を横断的につなぐ共通理念等の策定および各計画の整合に関すること。
 (2)青梅市地域福祉計画、青梅市重層的支援体制整備事業実施計画および青梅市再犯防止推進計画の策定および変更、(3)進捗状況の把握、(4)評価および見直し、(5)このほか計画の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

委員構成 会議構成委員 15人以内

- ①学識経験者
- ②次に掲げる会議体の代表者※B～Eから1人ずつ
- ③市民
- ④地域団体の代表者
- ⑤福祉関係者

B 青梅市成年後見制度利用促進審議会

●青梅市成年後見制度利用促進基本計画

C 青梅市介護保険運営委員会

●第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

D 青梅市障害者計画等検討委員会 (要綱設置) → R7 条例化予定 (名称検討中)

●第6期青梅市障害者計画 ●第7期青梅市障害福祉計画 ●第3期青梅市障害児福祉計画

E 青梅市こども・子育て会議 (R7.4条例改正)

従前会議体 青梅市子ども・子育て会議

●青梅市こども計画 (包含する計画：子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、こどもの貧困対策推進計画)

所掌事項 (基本法…こども基本法、支援法…子ども・子育て支援法)

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1)基本法第10条第2項の規定による計画の策定および変更に関すること。
 (2)支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
 (3)前2号のほか、こども施策の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

委員構成 会議構成委員 14人以内 (うち女性4割以上目標)

- ①学識経験者 1人
- ②こどもの保護者 (公募) 2人以内
- ③事業主を代表する者 1人
- ④労働者を代表する者 1人
- ⑤子育て支援に関する事業に関係する者 7人以内
- ⑥青梅市教育委員会の代表 1人 (新規)
- ⑦要保護児童対策地域協議会の代表 1人 (新規)

※委員のうちから1名を、青梅市地域共生社会推進審議会委員に選出します。